

北茨城市が発注する完全週休2日制促進工事に係るQ&A

Q1 祝日はどのような取扱になるのか。

A1 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には現場閉所扱いとなります。

Q2 夏季休暇及び年末年始休暇はどのような取扱になるのか。

A2 夏季休暇及び年末年始休暇は、現場閉所扱いとはなりません。なお、夏季休暇は原則3日間（土日以外の任意の3日間。原則、お盆期間）、年末年始休暇6日間（12月29日～1月3日※土日祝日を含む）を想定しています。

Q3 工場製作期間中の土日は現場閉所の対象になるのか。

A3 工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）の土日は、現場閉所扱いとはなりません。

Q4 同一週内における“週”とは、何曜日から何曜日までと決まっているか。

A4 日曜日で始まり土曜日で終わる一連の7日間を、ここでいう“週”の単位としています。そのため、土曜日に工事をする場合の振替現場閉所日については、原則として前5日間内に、日曜日に工事をする場合においては後5日間内に設けることとなります。なお、土曜日については、前5日間内に振替閉所日を設けることが困難な場合には、翌週内に設けることも可能としています。

Q5 雨天により休工を決定した当日の朝、その日を振替現場閉所日にできるか。

A5 事前に協議を行えば悪天候が理由であっても振替現場閉所日として認めます。ただし、現場事務所等で事務作業などを実施した場合は現場閉所とはなりません。また、現場作業開始後に降雨のため作業を中止する場合は作業を実施しているので現場閉所とはなりません。

Q6 振替現場閉所日は、1工事当たり何回まで取ってよいといった決まりはあるか。

A6 決まりはありませんが、完全週休2日制促進工事の趣旨を踏まえた取り組みをお願いします。

Q7 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われるか。また月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われるか。

A 7 原則、1日単位で実施の可否を確認するもので、0.5日閉所は扱いません。月曜午後から火曜午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため、閉所日として扱いません。

Q 8 土日に発注者からの指示で作業を行った場合は、現場閉所日をどうやって確保すればいいのか。

A 8 発注者からの指示に基づく作業のみを行った場合は、現場閉所日とみなします

Q 9 週休2日の確保を理由に工期延長は認められるのか。

A 9 週休2日の確保を理由とした工期延長は認められません。ただし、次に示すような場合は、必要に応じて工期延長について、発注者と協議してください。

- ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q10 工期延長した場合の週休2日の捉え方はどうなるのか。

A10 工期延長した場合は、その分週休2日の対象となる期間も延長されます。

Q11 受注者希望型と発注者指定型の違いは。

A11 「受注者希望型」は受注者の希望により週休2日に取り組む方式であり、「発注者指定型」は発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式です。「受注者希望型」は精算時に現場の閉所状況に応じて設計変更の対象とします。「発注者指定型」は週休2日を達成した場合の補正係数を乗じて予定価格を算定し、達成できなかった場合は補正なしとして減額変更します。

Q12 経費の補正はなぜするのか？

A12 費用の補正については、休日が増えることによる労務者の賃金の補填や、工期が伸びることによるリース代や現場経費の補填等と考えています。